

学校法人北海道科学大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人北海道科学大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い私立学校及び私立各種学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| (1) 北海道科学大学 大学院 | 工学研究科
薬学研究科
保健医療学研究科 |
| 工学部 | 機械工学科 情報工学科 電気電子工学科 建築学
科 都市環境学科 |
| 薬学部 | 薬学科 |
| 保健医療学部 | 臨床工学科 義肢装具学科 看護学科 理学療法学
科 診療放射線学科 |
| 未来デザイン学部 | メディアデザイン学科 人間社会学科 |
| (2) 北海道科学大学短期大学部 | 自動車工学科 |
| (3) 北海道科学大学高等学校 | 全日制課程 普通科 工学科 |
| (4) 北海道自動車学校 | |

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
医薬品・化粧品小売業

第3章 役員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上21人以内
- (2) 監事 2人以上4人以内

(理事長)

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事)

第7条 理事長は、理事の過半数の議決により理事のうち1人を専務理事とすることができる。専務理事の職を解任するときも、同様とする。

2 専務理事は、理事長の業務を補佐して業務全般を統括し、理事長不在のときは、その業務を代理する。

(常務理事)

第7条の2 理事長は、理事の過半数の議決により前条の理事以外の理事のうちから常務理事を置くことができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

2 常務理事は、理事長の命を受けた特定部門の業務を担当し、理事長及び専務理事不在のときは、その業務を代理する。

(業務決定の特例)

第8条 次に掲げる事項については、理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散に関する事項
- (4) 残余財産の処分に関する事項
- (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

(理事の代表権の制限)

第9条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長、専務理事及び常務理事の職務の代理又は代行)

第10条 理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が、理事長の職務を代理又は代行する。

(理事の選任)

第11条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 北海道科学大学長・北海道科学大学高等学校長
- (2) 第17条第2号及び第4号の評議員のうちから評議員会において選任された者2人以上8人以内
- (3) この法人に縁故ある学識経験者又は功労者の中から前2号に規定する理事の過半数により選任された者6人以上11人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、当該各号の職を退いたときは、理事の職を失う。

(監事の選任及び職務)

第12条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、評議員会の同意を得て、

理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第13条** 役員（第11条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員の生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。再任された場合の任期は2年とする。ただし、前任者の残任期間を引き継ぐ場合、最初の再任時の任期を4年とする。
 - 3 役員は、任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、その職務（理事長、専務理事及び常務理事にあっては、その職務を含む。）を行うものとする。

(役員解任及び退任)

- 第14条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の3分の2以上出席した理事会において、理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員为学校法人に対する損害賠償責任)

第14条の2 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席により成立するものとする。ただし、第10項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 4 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 5 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事総数の2分の1以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会の議長は、理事長とする。
- 7 前項に関わらず、第12条第4項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びに第8条、第30条第2項、第32条、第34条及び第35条に規定する場合を除く外、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによる。
- 9 前項の場合には議長は、理事として議決に加わることができない。
- 10 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第15条の2 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第16条 この法人に理事長、専務理事及び常務理事並びに常勤の理事をもって組織する常任理事会を置く。

- 2 常任理事会の審議事項は、この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものとする。
- 3 常任理事会は、理事長が招集して理事長が議長となる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 評議員会は、24人以上48人以内の評議員をもって組織する。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教職員を含む。）のうちから選任される者10

人以上20人以内

- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のうちから選任される者4人以上8人以内
- (3) 第11条第1号及び第3号の理事のうちから選任される者5人以上10人以内
- (4) この法人に関係のある学識経験者又は有識者5人以上10人以内

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で定める。

(会議)

第19条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とし理事長が招集する。

- 2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。
- 3 臨時会は、理事長が必要と認める場合及び私立学校法第41条第5項の規定により招集する。
- 4 評議員会は、評議員の過半数の出席により成立するものとする。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 5 当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したる者は、出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによる。
- 7 前項の場合には議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条の2 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(議決事項)

第20条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

- (1) 第8条の規定に掲げる各事項
- (2) 合併に関する事項

(諮問事項)

第21条 次に掲げる事項については理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画に関する事項
- (2) 事業に関する中期的な計画の事項
- (3) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準に関する事項
- (5) 寄附金の募集に関する事項
- (6) 剰余金の処分に関する事項
- (7) 寄附行為の施行規則に関する事項
- (8) 収益事業に関する重要事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項

(評議員の選任)

第22条 第17条第1号、第2号及び第4号に規定する評議員は、理事会において選任する。

2 第17条第3号に規定する評議員は、理事の互選で定める。

3 第17条第1号及び第3号に規定する評議員は、その地位を退いたときは、評議員の職を失う。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。再任された場合の任期は2年とする。ただし、前任者の残任期間を引き継ぐ場合、最初の再任時の任期を4年とする。

3 評議員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(評議員の解任及び退任)

第23条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産

(2) 授業料及び入学金

(3) 資産から生ずる果実

(4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則第2条第2項の規定に基づき、別紙財産目録の区分に従う。

3 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品は、寄附者の指定がある場合は、その指定にしたがって基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第26条 基本財産及び運用財産中の不動産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由のある場合は、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産のうちの現金の運用)

第27条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、郵便貯金又は銀行預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の事業遂行に要する経費は、財産より生ずる果実、授業料、入学金その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に作成しなければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則5年以上とし理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後の2月以内に作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 理事長は、毎会計年度終了後の2月以内に、決算及び事業の実績について、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を積立金に編入し、又は次年度に繰り越す。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第31条の2 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第32条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

（役員及び評議員の報酬）

第33条 役員及び評議員に対して、別に定める規程に従い、報酬等として支給することができる。

第6章 解 散

（解 散）

第34条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第35条 この法人が解散（合併及び破産による場合を除く。）した場合における残余財産の帰属すべき者は、解散のときにおいて他の学校法人又はその他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、理事会において選定する。

（合 併）

第36条 この法人が合併しようとするときは、理事の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第37条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

（公告の方法）

第38条 この法人の公告は、北海道新聞に掲載し、及び学校法人北海道科学大学の掲示板に掲示して行う。

(施行細目)

第39条 この寄附行為施行に必要な細目は、理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和28年1月31日）から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	徳	中	祐	満
理事	秋	吉	兼	茂
同	伏	木	田	隆
同	伊	藤	琢	磨
同	森	本	保	治
同	川	上	大	次
同	柴	野	安	三
同	細	谷	留	吉
同	高	薄	敏	男
監事	加	藤	幸	吉
同	金	子	清	一
- 3 この寄附行為の一部変更は昭和30年10月27日から施行する。（役員定数変更）
- 4 この寄附行為の一部変更は昭和31年3月9日から施行する。（高等学校設置）
- 5 この寄附行為の一部変更は昭和42年1月23日から施行する。（工業大学設置）
- 6 この寄附行為の一部変更は昭和42年6月27日から施行する。（専務理事制施行）
- 7 この寄附行為の一部変更は昭和49年1月10日から施行する。（薬科大学設置、役員定数変更）
- 8 この寄附行為の一部変更は昭和50年4月1日から施行する。（法人名変更）
- 9 この寄附行為の一部変更は昭和53年4月1日から施行する。（薬科大学、大学院設置）
- 10 この寄附行為の一部変更は昭和60年4月1日から施行する。（電波学校設置）
- 11 この寄附行為の一部変更は昭和60年12月25日から施行する。（工業大学応用電子工学科設置）
- 12 この寄附行為の一部変更は昭和61年3月11日から施行する。（理事・評議員選任及び定例会招集月変更）
- 13 この寄附行為の一部変更は文部大臣の認可の日（昭和61年11月26日）から施行する。（高等学校学科増設、電波学校名称変更）
- 14 この寄附行為の一部変更は文部大臣の認可の日（平成元年1月11日）から施行する。
（工業経営科を情報経営システム学科に名称を変更）
- 15 この寄附行為の一部変更は文部大臣の認可の日（平成2年3月19日）から施行する。（工業大学、大学院設置）
- 16 平成2年12月27日文部大臣認可のこの寄附行為の一部変更は、平成3年4月1日から施行する。（高等学校学科名称変更、電子学校高等課程廃止）
- 17 平成3年12月20日文部大臣認可のこの寄附行為の一部変更は、平成4年4月1日から施行する。（短期大学、電子機械工学科設置）
- 18 平成12年12月25日文部大臣認可のこの寄附行為の一部変更は、平成13年4月1日から施行する。（高等学校名称変更）
- 19 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年5月24日）から施行する。（工業大学 電気

- 電子工学科 情報ネットワーク工学科 情報デザイン学科 福祉生体工学科 環境デザイン学科 機械システム工学科 社会基盤工学科 建築学科に学科再編)
- 20 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成14年7月30日)から施行する。(北海道自動車短期大学、情報経営システム学科、電子機械工学科を廃止及び寄附行為中の「文部大臣」を「文部科学大臣」に変更)
 - 21 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年8月28日)から施行する。(高等学校、経営システム科、情報技術科を廃止)
 - 22 この寄附行為は、平成15年5月27日から施行する。(薬科大学、医療薬学科に学科統合)
 - 23 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年8月17日)から施行する。(学校教育法の改正等に伴う変更)
 - 24 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。(私立学校法の改正等に伴う変更)
 - 25 この寄附行為は、理事会承認の日(平成17年5月30日)から施行する。(工業大学、機械工学科、経営工学科、応用電子工学科を廃止及び薬科大学、薬学科設置)
 - 26 この寄附行為は、平成18年3月31日から施行する。(工業大学、電気工学科、土木工学科、建築工学科を廃止)
 - 27 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。(工業大学、福祉生体工学科を医療福祉工学科に名称を変更)
 - 28 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。(工業大学、創生工学部機械システム工学科、情報フロンティア工学科、電気デジタルシステム工学科、空間創造学部建築学科、都市環境学科、医療工学部医療福祉工学科、未来デザイン学部メディアデザイン学科、人間社会学科に学部学科再編)
 - 29 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年7月1日)から施行する。(電子専門学校廃止)
 - 30 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年12月1日)から施行する。(名誉理事長、顧問)
 - 31 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年6月7日)から施行する。(常任理事会)
 - 32 この寄附行為は、平成23年3月31日から施行する。(薬科大学、医療薬学科を廃止)
 - 33 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成23年12月8日)から施行する。(医薬品・化粧品小売業による収益事業)
 - 34 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。(工業大学、義肢装具学科設置)
 - 35 この寄附行為は、平成24年5月29日から施行する。(工業大学、工学部医療福祉工学科を廃止)
 - 36 この寄附行為は、平成24年12月18日から施行する。(工業大学、工学部環境デザイン学科を廃止)
 - 37 この寄附行為は、平成25年3月31日から施行する。(工業大学、工学部及び電気電子工学科、情報ネットワーク工学科、情報デザイン学科、機械システム工学科、社会基盤工学科、建築学科を廃止)
 - 38 この寄附行為は、平成25年8月19日から施行する。(事務所の所在地の変更)
 - 39 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年10月31日)から施行する。
(工業大学、医療工学部に看護学科、理学療法学科、診療放射線学科を設置)
 - 40 この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
(北海道科学大学創生工学部機械システム工学科、情報フロンティア工学科、電気デジタルシステム工学科、医療工学部医療福祉工学科、義肢装具学科の存続に関する経過措置)
北海道科学大学創生工学部機械システム工学科、情報フロンティア工学科、電気デジタルシステム工学科及び医療工学部医療福祉工学科、義肢装具学科は、改正後の寄附行為第4

条の規定にかかわらず平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(科学大学、大学名称の変更、創生工学部を工学部へ、機械システム工学科、情報フロンティア工学科、電気デジタルシステム工学科を機械工学科、情報工学科、電気電子工学科へ、医療工学部を保健医療学部へ、医療福祉工学科を臨床工学科へ名称を変更、工学部に建築学科、都市環境学科を設置、短期大学部、大学名称を変更)

- 41 平成26年2月19日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
(法人名称変更)
- 42 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。(自動車工業科第二部を廃止)
- 43 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。(高等学校名称変更)
- 44 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
(北海道科学大学高等学校、工業に関する学科(自動車科・電子機械科)の存続に関する経過措置)
北海道科学大学高等学校、工業に関する学科(自動車科・電子機械科)は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(科学大学短期大学部、自動車工業科第一部を自動車工学科に名称を変更、科学大学高等学校、工業に関する学科(自動車科・電子機械科)を工学科に名称を変更)
- 45 平成29年2月2日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年5月26日から施行する。
(理事・評議員定数変更)
- 46 平成29年8月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
(科学大学に薬学部薬学科を設置、理事選任条項の変更)
- 47 平成29年8月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
(科学大学に大学院薬学研究科を設置)
- 48 平成29年8月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
(科学大学に大学院保健医療学研究科を設置)
- 49 平成29年3月16日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
(理事定数変更)
- 50 この寄附行為は、平成30年3月31日から施行する。
(科学大学、空間創造学部建築学科、都市環境学科を廃止)
- 51 この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日(平成30年9月26日)から施行する。
(薬科大学廃止)
- 52 この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日(平成30年9月26日)から施行する。
(薬科大学大学院廃止)
- 53 2019年7月12日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、2019年9月19日から施行する。
(理事・監事定数変更、名誉理事長・顧問を削除)
- 54 2020年3月16日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。
(私立学校法の改正等に伴う変更)
- 55 2021年2月18日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、2021年4月1日から施行する。
(役員・評議員の任期変更)